

平成24年10月18日

お 知 ら せ

課名	県選管事務局
担当	北村・芦田
内線	2467、2466
直通	226-7273

岡山県議会議員補欠選挙の選挙時登録に伴う 選挙人名簿登録者数等の取りまとめについて

本日、岡山市中区選挙管理委員会において、公職選挙法第22条第2項の規定に基づき、平成24年10月28日執行予定の岡山県議会議員補欠選挙（岡山市中区選挙区）に伴う選挙人名簿の選挙時登録が行われました。

この結果、平成24年10月18日現在における岡山市中区選挙区内の選挙人名簿登録者数及び岡山県議会議員補欠選挙（岡山市中区選挙区）の選挙運動費用制限額は、それぞれ次のとおりとなりましたので、お知らせします。

記

1 岡山市中区選挙区内の選挙人名簿登録者数

区 分	平成24年10月18日現在			前回(平成23年3月31日現在)			増減数 C (A-B)	増減率(%) D (C/B)
	男	女	計A	男	女	計B		
岡山市中区	53,208	61,120	114,328	52,718	60,529	113,247	1,081	0.95

(注) 前回（平成23年3月31日現在）欄の数値は、平成23年4月10日執行の岡山県議会議員選挙における選挙時登録の数値である。

2 岡山県議会議員補欠選挙（岡山市中区選挙区）の選挙運動費用制限額

(法定選挙費用)

選挙運動費用制限額 6, 272, 400円

(参考)

1 岡山市中区選挙区内の選挙人名簿登録者数

※選挙人名簿の選挙時登録

選挙を行う場合は、市区町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の登録をすることとされています。今回の選挙時登録は、10月18日を基準日として、同日に岡山市中区選挙管理委員会が行いました。

※選挙人名簿登録要件

登録は、当該市区町村に住所を有する日本国民で、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第17条第1項から第3項まで又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しない者を除き、以下の要件を満たす者について行われました。

①年齢要件…平成4年10月29日以前（10月29日を含む。）の出生者

②住所要件…平成24年7月18日まで（7月18日を含む。）に岡山市のいずれかの区に転入届をした者又は住民票が作成された者で、引き続き岡山市内に住所を有し、10月18日現在で中区の住民基本台帳に記録されている者

2 岡山県議会議員補欠選挙の選挙運動費用制限額の算定

選挙人名簿の登録者数に基づき、次式により算定され、10月19日（選挙期日の告示日）に告示する予定です。

選挙運動費用制限額

$$= \frac{\text{選挙区内の選挙人名簿登録者数}}{\text{選挙区内の議員の定数}} \times 83\text{円} + 390\text{万円}$$

(人数割額) (固定額)

(注) 100円未満の端数があるときは、その端数は100円とする。